

**【平成20年3月31日三浦市告示第57号】**  
**三浦市パブリックコメント手続実施要綱**

**(目的)**

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定めることにより、市民等に対する説明責任の履行、市の政策形成過程における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民自治の推進に資することを目的とする。

**(定義)**

第2条 この要綱において「パブリックコメント手続」とは、市の政策等の策定をする過程において、案の段階でその趣旨、内容等を広く公表し、市民等からの意見及び情報（以下「意見等」という。）の提出を受け、当該意見等を考慮して意思決定を行う一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び病院事業管理者をいう。

3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

**(対象)**

第3条 パブリックコメント手続の対象となる政策等の案は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の基本的な政策を定める計画又はそれぞれの行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定に係る案
- (2) 市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃に係る案
- (3) 次に掲げる条項を除くほか、市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃に係る案
  - ア 金銭（過料を除く。）の賦課徴収に関する条項
  - イ 国が意見公募手続を経て法令により定めた基準その他の指針と実質的に同一の内容により、基準その他の指針を定める条項
  - ウ 市民等の身体、生命又は財産を守るために施策に関する条項であって、国又は他の地方公共団体における施策と実質的に同一の内容を定める必要があると認められるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めたもの

**(適用除外)**

第4条 次に掲げる政策等の案は、この要綱の規定を適用しない。

- (1) 迅速又は緊急に行わなければならないもの
- (2) その内容が軽微であるもの
- (3) その内容に関し実施機関の裁量の余地がないと認められるもの
- (4) 意見等を聴取する手続が法令により定められているもの（政策等の案の公表等）

第5条 実施機関は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、意思決定をする前の適切な時期に、当該政策等の案を公表し、市民等からの意見等を求める旨を告知するものとする。

- 2 前項の規定による公表に当たっては、当該政策等の案を作成した趣旨、背景等当該政策等の案を理解するために必要な資料を併せて公表するものとする。
- 3 第1項の規定による公表及び告知は、次に掲げる方法で行うものとする。
- (1) インターネットを利用して閲覧に供する方法
  - (2) 実施機関が指定する場所での閲覧又は配布による方法
- 4 第1項の規定による告知に当たっては、意見等の提出先、提出方法、提出期限その他の意見等の提出に必要な事項を明らかして行うものとする。
- 5 前項の提出期限を定めるに当たっては、第1項の規定による告知をした日から起算して30日以上の期間を確保するものとする。ただし、30日以上の期間を確保することができないやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- (パブリックコメント手続の周知)

第6条 実施機関は、必要に応じ、パブリックコメント手続の実施について、市広報紙への掲載等の方法により周知するよう努めるとともに、当該パブリックコメント手続の実施に関連する情報の提供に努めるものとする。

(意見等の提出)

第7条 意見等を提出しようとする市民等は、次に掲げる方法でその意見等の提出を行うものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の持参
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が認める方法

2 意見等を提出しようとする市民等は、住所、氏名その他実施機関が別に定める事項を明らかにして、その意見等を提出するものとする。

(意見等の考慮等)

第8条 実施機関は、政策等の策定に係る意思決定を行ってに当たっては、前条の規定により提出された意見等を考慮するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の策定に係る意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及びこれに対する実施機関の考え方並びに政策等の案を修正したときはその修正内容を公表するものとする。

3 第5条第3項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

(意思決定過程に関する特例)

第9条 実施機関は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関又はこれに準ずる機関において、この要綱に準じた手続を実施して策定した答申等に基づき政策等の策定を行うときは、パブリックコメント手続を行わないで政策等の策定の意思決定をすることができるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほかパブリックコメント手続について必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に立案過程にある政策等については、この告示の規定を適用しない。ただし、実施機関において必要があると認めるときは、この告示の規定に準じた手続を実施するものとする。

附 則（平成24年9月28日三浦市告示甲第30号）

(施行期日)

1 この告示は、平成24年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日に現に立案過程にある政策等の案の取扱いについては、なお従前の例による。